

ふるさとと納税のご案内

秋田県と県内の市町村を応援してくださる方々のご支援をお待ちしております



高 質 な 田 舎
AKITAVISION

ふるさと納税とは

「ふるさと納税」は、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う地域の自治体に対する寄附制度です。ご寄附いただいた場合、お住まいの自治体に納めている住民税などについて一定限度まで控除を受けられます。

皆様からのご支援をお待ちしております。

県では、お寄せいただいた寄附金については、お申込みの時点でご指定いただく次の1～6のご希望に添って活用させていただきます。



「©2015 秋田県んだっチ」

1 明日の秋田を担う人材を育てたい

〈例〉学力・体力日本一レベルの秋田っ子を育成
少子化・人口減少対策の推進

2

ふるさとの宝を次世代に
継承したい

〈例〉自然環境と景観の保全活動の推進

こんな
元気づくりを
ご支援ください

3

おじいちゃん、
おばあちゃんも
安心して暮らしてほしい

〈例〉高齢者を地域で支える体制づくり

4 活力ある秋田づくりを 応援したい

〈例〉・再生可能エネルギーを利用した発電導入の
促進、関連産業の育成
・動物愛護の拠点整備、保護した犬猫を新しい
飼い主に譲渡する活動の推進

5 使い道はおまかせします

6 1～5以外へ

ご寄附いただいた方と秋田とのきずなを深めます

県では御寄附いただいた方に「ウェルカムサービス優待スタンプカード」をお送りしています（※寄附金額が6,000円以上の、県外在住の方に限らせていただきます）。本優待カードを提示された方は、提携施設において、宿泊料や入館料などの割引優待サービスが受けられます。詳しくは、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」をご確認ください。

○ 本カードを持参された方は、別紙提携施設においてウェルカムサービスが受けられます。

○ 施設によってサービス内容・利用可能な人数・回数・営業時期・必要なスタンプ数等が異なりますので別紙提携施設一覧でご確認ください。

○ サービス内容を変更する場合がありますので、ご利用の際は事前に各施設へお問い合わせください。

秋田県 01-00X

ふるさと納税
ウェルカムサービス優待スタンプカード

有効期限：20xx年〇月〇日まで（2年間）
カードは再発行いたしません。

秋田県知事
20スタンプ
見本(表)



©2015 秋田県んだっチ

所得税・住民税の控除が受けられます

- 県または市町村への寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定の限度まで、所得税と住民税の控除が受けられます。(※控除の限度額は、個人住民税所得割額の2割までとなります。) ふるさと納税に係る控除額については、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」に掲載されている「全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安」をご参照ください。
- 「ふるさと納税」による税の軽減を受けるためには、**確定申告を行っていただくことが必要(原則)**ですが、「**確定申告が不要な給与所得者等の方**」について、寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附いただいた団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けられる手続の特例制度(以下「ワンストップ特例」といいます。)が創設されました。(平成27年4月1日より) ワンストップ特例の申請を希望される方には、ご寄附をいただいた後に、寄附金受領証明書と併せて、「申告特例申請書」の所定様式を送付いたします。

県へのご寄附の申込みは、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」が便利です

【申込方法】次の①～④からお選びいただけます。

- ①ふるさとチョイス: パソコンやスマホ等から「ふるさとチョイス」で検索し、ウェブサイトから寄附の申込み手続きを行ってください。
- ②e-mail: 秋田県公式サイト「美の国あきたネット」から申込書をダウンロードし、ご記入の上、「Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp」に送信してください。
- ③電子申請: 次のURL又はQRコードにアクセスし、「秋田県電子申請・届出サービス」より手続きしてください。
<https://s-kantan.com/pref-akita-u/>
- ④申込書のFAX送付(018-860-3870)、郵送、窓口への直接お申込み。

【入金方法】次の①～④からお選びいただけます。

- ①総務省リーフレットの払込取扱票によるゆうちょ銀行口座への振込(手数料無料)
- ②秋田県納付書による納付(指定金融機関からの納付は手数料無料)
- ③専用銀行口座への振込(振込手数料をご負担願います)
- ④クレジットカード払い(※決済の下限金額があります。ふるさとチョイスのウェブサイトからのみ可能です。VISA・MasterCard・JCB・ダイナース・American Expressに対応)



県への資料・申込書のご請求やお問い合わせなどは、こちらまでお願いします

〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課「ふるさと納税」担当
電話:018-860-1232 ファックス:018-860-3870
e-mail Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp

美の国あきたネット <http://www.pref.akita.lg.jp> (「ふるさと納税」で検索・申込用紙がダウンロードできます)

県内各市町村でもご寄附をお待ちしています

ふるさと納税は、県内市町村でも受け付けています。秋田県に対するご寄附とは別に、各市町村へのご寄附をご希望の場合は、次の窓口にお問い合わせください。

| | | | | |
|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|
| 秋田市 ☎018-888-5487 | 能代市 ☎0185-89-2142 | 横手市 ☎0182-35-2266 | 大館市 ☎0186-43-7027 | 男鹿市 ☎0185-24-9142 |
| 湯沢市 ☎0183-55-8274 | 鹿角市 ☎0186-30-0205 | 由利本荘市 ☎0184-24-6266 | 潟上市 ☎018-853-5302 | 大仙市 ☎0187-63-1111 |
| 北秋田市 ☎0186-62-6606 | にかほ市 ☎0184-43-7510 | 仙北市 ☎0187-43-1112 | 小坂町 ☎0186-29-3907 | 上小阿仁村 ☎0186-77-2221 |
| 藤里町 ☎0185-79-2111 | 三種町 ☎0185-85-4817 | 八峰町 ☎0185-76-4603 | 五城目町 ☎018-852-5361 | 八郎潟町 ☎018-875-5801 |
| 井川町 ☎018-874-4411 | 大潟村 ☎0185-45-2111 | 美郷町 ☎0187-84-4901 | 羽後町 ☎0183-62-2111 | 東成瀬村 ☎0182-47-3402 |